

以下は令和 2 年 12 月 23 日開催の IFA 日本支部 Web セミ
ナーにおける、早稲田大学法学部教授 渡辺徹也氏の「デ
ジタル課税」と題する講演の際の岡直樹（東京財団政策研
究所）によるコメント

渡辺徹也「デジタル課税」租税研究 2021 年 3 月号

197 頁 より抜粋

（公社）日本租税研究協会の許諾を得て転載

（岡） 今日はこのような機会を頂きまして、あ
りがとうございます。十分なコメントができてな
いことは元よりわかっているわけですが、幾つ
か感想と質問をさせていただけたらと思いま
す。

まず私なりに今現状で受け入れざるを得ない
現実というものが幾つかあるのではないかと思
います。1 つはDSTの広がりです。これが止
めどもなくなっている（OECDによれば40以上
の国で導入済又は導入を検討している）。

それから国際課税の礎石をつくってきた米国の
指導力の問題があります。特に次期政権に
なってからどうなるのか。当面は上院を共和
党・民主党のどちらが制するかということもあ
るでしょうけども、現実にはスタッフ等がそろ
うのにやはり半年ぐらいいかかるし、現時点では
その先の見通しもないのだとすると、率直に
言って2021年半ばまでの国際合意達成という今
のスケジュールというものはなかなか厳しいこと
がわかっているのかなと思います。予言する
とかそういう意味ではありませんが。

そういう中で考えますと、OECD・G20で国
際合意を達成する意味というのが一体何だった

のかという問題があります。先ほどご紹介があったように、1つの大きな目的はDSTなど独自の措置の広がりへの歯止めということだったと思うのです。「独自の措置」というと各国が勝手にアウトローでやっているみたいに聞こえますが、今現在ある国際合意である2015年のBEPS報告書では各国がそういう措置を取るとは（既存の条約に抵触しない範囲で）ご自由にとか、一応今の国際合意の中では容認されているオプションだということが受け入れざるを得ない現実でもあります。他方、現在、コロナの問題があり、各国の国民が（給付金など）国というのを最後のよりどころとして頼っている事態が生じました。これは日本もそうですし、あらゆる所でそういう流れがあります。頼られた国は歳入が必要です。

これは私の感想ですけれども、税金というのは歳入を確保するためのものであって、正しい課税をするということはもちろん大事なわけですが、理論的な正しさを追求するというよりも、最終的には歳入に結び付かないと意味がないという本質があるのではないかなというふうに思うわけです。

横道にそれます。標準的な言い方ではないかもしれませんが、日本はちょっと特別で、税金に困ってないようにも見えるわけです。税収がなくても国債で歳出を大きく拡大できている。この辺の感覚は、（財政規律ルールのあるEUのように）より厳密に歳入と歳出のバランスを考えざるを得ない国とは若干違うかもしれません。EUでのDSTの広がり背景には単なるポピュリズムと断ずることのできない事情があると考えます。一方、日本ではこのままでいいかどうかという問題はあるかもしれませんが、ある意味びっくりするような金額の歳出が税収でなくて賄われるということが現実起こっていると感じます。これも受け入れざるを得ないところかなというふうに感じているわけです。

3つ指摘ないしご質問につなげたいと思いま

す。1つは無形資産課税の問題があると思うのです。BEPSの、特にここ1～2年の議論の焦点というのは無形資産にありました。多国籍企業が会計操作をできるとズックマン教授などが指摘しているような中で、無形資産にどう課税するかという流れの中にピラー1の議論もあると思うわけです。先ほどご説明いただいたように、DSTも言ってみればレント、超過利益に対する課税という位置付けができるということだとすると、無形資産利益に対して課税するという意味では非常に有力なポイントということになり得るのではないかなというふうに思うのですが、この辺について何かコメントを頂けたらと思います。

2つ目は、簡素化の議論がやはりあると思います。OECDではずっとBEPSの議論なので、移転価格税制に「DEMPE」という考え方を入れたり、精緻化努力を続けてきたわけです。精緻化で利益を受ける企業グループと簡素化で利益を受ける企業グループとそうでない企業グループというものがあるのではないかなという気がしまして、立場は一緒ではないのではないかな。要するに精緻化することによって、移転価格操作等を使える企業グループ、やや乱暴な言い方ですが、実は得しているという少数のグループが一方にあって、残り多数の納税者や税務執行能力が十分とは言えない国々では、精緻化すると負担が増える。コンプライアンスコストが増えるというような関係というのがやはりどうしてもあるのではないかなと思うのですが、この辺についても渡辺先生にコメントを頂けたらと思います。

3つ目の私の感想は、税の多国間主義の在り方についてです。これは思い付き程度なのですが、140近い国々が参加するインクルーシブフレームワークは多国間主義で来ているわけです。基本的に全世界共通のもので、1つに縛ることを目指したかどうかは別として、大きな流れとしてはいわば集権的なアプローチをずっと目指してきたのだと思います。しかし、

先程申し上げたように、直近では、そういうアプローチが成功するかどうか非常に疑わしい事態も生じている中で、他方では独自の措置・DSTの広がりのように、いわば分権的なアプローチが勢力を増しています。これを正面から容認してしまい、その中で基本的な要素等を最低限合意ないし了解しておくというようなアプローチというのもあり得るのではないかなというふうに個人的には思っています。

最後にこれは特にお返事を頂きたいというわけではないのですが、私はDSTの導入を検討すべき時期に日本でも来ているのだろうというふうに思います。その場合DSTの欠陥、幾つも欠陥があるのですが、一番大きいものは、所得課税ではないので企業の個別事情に対応しきれないということです。赤字とか利益率が低いといった事情です。でも、イギリスのDSTのように赤字の反証を認めてDSTを徴収しないという案も出てきているので、技術的な工夫の余地はあるのではないかと思います。要するに、個別事情で対応すべき最大のものである赤字とかそういう企業にしっかり対応する制度を導入すればいいのではないかと考えます。併せて、企業活動や意欲を阻害しないために、(PEなければ課税なしを規定する条約との関係でハードルはあるが)一定の要件を満たすDSTについては法人税からの税額控除を認めるとか、或いは繰り越しを認めるとか。そういうアプローチを検討する方が2021年には現実的なのではないかなというふうに思います。以上でございます。